

事業者向けQ&A(京都市介護認定給付事務センター)

令和7年5月16日時点

番号	業務	区分	質問	回答	更新日 ※質問・回答を 一部時点更新
1	給付	福祉用具貸与	福祉用具を旅行等にレンタルすることは可能か。	福祉用具は、要介護者等の日常生活上の便宜を図るためのものであるため、旅行等(日帰りを含む)を目的としたレンタルは、介護保険の給付対象にはなりません。 ＜参考＞ 福祉用具とは、「心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのもの」をいう(介護保険法第8条第12項)	R7.5.16